

パブリックコメント 意見まとめ

整理番号	該当ページ	該当内容	ご意見内容	ご意見の理由	ご意見への対応
1	-	-	改正水道法にもある「水道民営化」について、福岡県としてどのようなスタンスで取り組んでいくのか。	改正水道法が先の国会で成立したが、その国会においても「水道民営化」について多くの議論がなされた。今回の「福岡県水道ビジョン」においては、その水道民営化についての内容が含まれていないため。	<p>官民連携につきましては、本水道ビジョン「7 水道の理想像とその実現方策 (2)理想像の実現方策 ③持続 ウ 健全な財政基盤の維持・向上」に実現方策の一つとして、「効率的な経営を行うためには、民間の活力を活用することが有効な選択肢の一つとなると考えられます。民間事業者との連携は調査委託、業務委託、人事交流等の多様な形態がありますが、適切で効率的な民間活力の導入について、検討していきます。」と記載しております。</p> <p>官民連携は、経済的、効率的な観点からメリットがあることから、検討を推進して行きます。</p> <p>また、平成30年12月12日に公布された水道法一部改正に伴い、実施可能となったコンセッション方式につきましては、水道事業者が水道施設の所有権を所有したまま、運営権を民間事業者に設定するものであり、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用することにより、質の高い公共サービスの提供が可能となるなどの効果が期待されることから導入されたものです。</p> <p>水道事業へのコンセッション方式の導入は、水道施設の所有権を民間に売却する「水道の民営化」とは異なるもので、経営の悪化が懸念される水道の基盤強化を図るために設けられた制度であり、水道事業者の選択肢を拡げるものであると考えております。</p>
2	-	-	昨今の水道事業で課題として挙げられる「水道民営化」や「広域連携」などについて、福岡県内の各自治体(特に県が認可をしている自治体)の意向を把握されているのか。また、各自治体の考えにどのような助言・支援・調整を考えられているのか。	今回の計画の中で具体的に記載されていなかったため。	<p>本水道ビジョンの案について、県内の全水道事業者、水道用水供給事業者に2度、意見を意見を聴いております。</p> <p>そこで各事業者から頂いた、県域に係る考え方、水道に関する課題等の意見や、検討委員会の意見も踏まえて、水道ビジョンの策定を行っております。</p>

3	-	-	<p>人口減少による料金収入の減少や老朽化した施設の更新を行う財源などの経営面での課題を解決するための「経営基盤の強化」という視点について、福岡県としてどのようにお考えか伺いたい。</p>	<p>課題を解決するための「経営基盤の強化」という視点で具体的な方策がよく見えなかったため。</p>	<p>経営基盤の強化につきましては、本水道ビジョン「7 水道の理想像とその実現方策 (2)理想像の実現方策 ③持続 ウ 健全な財政基盤の維持・向上」において、中長期的な視野に基づいた計画的な経営改善に取り組み、広域連携も含めて、効率的な事業経営がなされていることや、水道利用者の理解を得た適正な料金設定により、将来にわたって健全な経営基盤が維持されることを理想としております。</p> <p>そのための具体的な方策として、「適正な料金設定、最適な料金体系の検討」、「県民への情報提供」、「官民連携の検討」、「広域連携による安定的な財政基盤の構築」を行う計画です。</p>
4	68	(1) 関係者の 役割分担 県	<p>理想像の実現方策を挙げられているが、水道事業体においては、職員の減少や高齢化、財源の減少などにより、実現方策を実施したくても、できない状況がある。そのことに対して県は広域連携の推進や先進事例紹介、情報の周知等を考えられているようだが、それだけでは解決できないのが現状である。</p>	-	<p>福岡県水道ビジョンは、本県の水道の目指すべき方向性や執るべき施策等を示すものとして、今回、新たに策定するものです。</p> <p>本水道ビジョンに掲げた理想像の実現に当たっては、県ばかりでなく、水道関係者がそれぞれの状況や立場に応じて役割分担し、施策の推進に努め、連携して取り組むことが必要となるため、関係者間で協議、調整を行い、推進を図ります。</p>
5	-	-	<p>水道民営化で、水道にフッ素を入れないで下さい。よろしく願い致します！！</p>	-	<p>水道の水質基準は、水道法4条に定められ、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)において、「フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。」を定められています。</p> <p>また、平成30年12月12日に公布された水道法一部改正に伴い、実施可能となったコンセッション方式につきましては、水道施設の所有権を民間に売却する「水道の民営化」とは異なるもので、まず、地方自治体などが、PFI法に基づき「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルを明確に定め、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとなっています。</p> <p>そのため、民間事業者が自由に水質を変更できるものではありません。</p>